

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業専用地域	備考
用途地域内の建築物の用途制限														
	建てられる用途													
	建てられない用途													
	1. 2. 3. 4. ▲ 面積、階数等の制限有り													
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非住宅部分の用途制限有り
店舗等	店舗等の床面積が 150㎡以下のもの		1	2	3	○	○	○	1	○	○	○	4	1. 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 2. 1に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下。 3. 2階以下。 4. 物品販売店舗、飲食店を除く。 5. 農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下。
	店舗等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの			2	3	○	○	○	5	○	○	○	4	
	店舗等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				3	○	○	○		○	○	○	4	
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○		○	○	○	4	
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの						○	○		○	○	○	4	
店舗等の床面積が 10,000㎡を超えるもの									○	○	○			
事務所等	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館					▲	○	○		○	○	○		▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バット練習場等				▲	○	○		○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	カラオケボックス等					▲	▲		○	○	▲	▲	▲ 10,000㎡以下	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等					▲	▲		○	○	○	▲	▲ 10,000㎡以下	
	劇場、映画館、演劇場、観劇場						▲		○	○	○		▲ 客席200㎡未満	
	キャバレー等、個室付浴場等								○	▲			▲ 個室付浴場等を除く	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	▲ 600㎡以下	
	自動車教習所				▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
独立車庫（付属倉庫を除く）			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下		
建築物付属自動車車庫（1. 2. 3. については、建築物の延べ面積の2分の1以下かつ備考欄に記載の制限）	1	1	2	2	3	3	○	1	○	○	○	1. 600㎡以下 1階以下 2. 3,000㎡以下 2階以下 3. 2階以下		
※一団地の敷地内について別に制限あり														
工場・倉庫等	倉庫業倉庫							○	○	○	○	○		
	畜舎（15㎡を超えるもの）				▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	▲	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲ 2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場				1	1	1	3	2	2	○	○		
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場								2	2	○	○		
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場										○	○		
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場													
	自動車修理工場				1	1	2	3	3	○	○	○		
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量	量が非常に少ない施設			1	2	○	○		○	○	○	○		
	量が少ない施設								○	○	○	○	1. 1,500㎡以下 2階以下 2. 3,000㎡以下	
	量がやや多い施設									○	○	○		
	量が多い施設										○	○		
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域内においては都市計画決定が必要												

注) 本表は建築基準法別表第二の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。(平成30年4月作成)